



報道関係者 各位

平成 28 年 3 月 28 日

【照会先】

愛知労働局総務部総務課

課長 加瀬川 素通

(電話) 052-972-0262 内線 331

愛知労働局総務部企画室

室長 豊嶋 吉武

(電話) 052-972-0252 内線 214

都道府県労働局に「雇用環境・均等部（室）」を新たに設置します

～4月から、パワハラや解雇、マタハラやセクハラなどの相談対応を一体化～

愛知労働局では組織の見直しを行い、平成28年4月から「雇用環境・均等部」を新たに設置します。

これまで、パワハラや解雇に関する相談は総務部、企業への啓発指導は労働基準部が、またセクハラやマタハラに関する相談・指導は雇用均等室が行っていました。しかし、パワハラやマタハラなどを同時に受けるケースや、同じ企業に対し異なる部署から事案ごとに複数回の指導を行うといったケースも見られていました。

そこで、これまで担当部署ごとに行っていた取組や対応などを「雇用環境・均等部」が一体的に行うよう見直し、「女性の活躍推進」や「働き方改革」などの取組を効果的に推進していきます。

【ポイント】

① 総合的な行政事務の展開

「雇用環境・均等部」が、「女性の活躍推進」や「働き方改革」などの企業・経済団体への働きかけをワンパッケージで効果的に実施

② 労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施

「雇用環境・均等部」が、労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせんなど）を一体的に実施

③ 業務実施体制の整備・強化

女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等部」に専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置

《愛知労働局雇用環境・均等部の連絡先》

【三の丸庁舎：企画課】企画・広報、障害者虐待

所在地 〒460-8507 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

電話 052 (972) 0252

【広小路庁舎：企画課（助成金担当）】両立支援等助成金、職場意識改善助成金など

所在地 〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目3番1号

電話 052 (219) 5511

【広小路庁舎：指導課】

労働相談業務の管理、企業指導及び女性活躍推進法に基づく計画策定届の受理など

所在地 〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目3番1号

電話 052 (219) 5509

※愛知（三の丸庁舎）総合労働相談コーナー 個別の労働相談問い合わせ窓口

電話 052 (972) 0266